

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-6
提出年月日	令和5年3月13日

(技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート))

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
220711-02	1	P21盛土道路はアクセスルートの成立性および防潮堤への波及的影響の観点を踏まえて設置許可段階で方針を説明すること。  【第389回ヒアリング 防潮堤の設計方針について (防潮堤平面線形形状 (海側線形) に係る指摘事項回答)】	R4. 7. 11	本日回答		盛土道路のアクセスルートとしての成立性のうち、段差及び傾斜に関する評価方針については、盛土構造による道路部において、T.P.+10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、埋戻土の液化化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う方針とした。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 50  第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 2)』 ■添付資料1.0.2 P. 1.0.2-121~122	
						盛土道路のアクセスルートとしての成立性のうち、斜面に関する評価方針については、評価対象断面において、基準地震動による地震応答解析を実施し、すべり安定性評価を行う方針とした。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 30, 45~46  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)』 P. 1.0.2-別紙13-8, 9, 34, 35  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)』 P. 1.0.2-別紙13-11, 12, 46, 47	
221018-01	2	(PPT21ページ) 法肩にある展望台の損壊が保管場所及びアクセスルートに与える影響について、損壊した構造物が滑落する可能性を含め整理して説明すること	R4. 10. 18	回答済	R4. 11. 10 ヒアリング	法肩にある展望台が損壊した場合、損壊した構造物が斜面を滑落して可搬型設備に影響を与える又はアクセスルートの障害となる可能性があることから、展望台については損壊した構造物が斜面を滑落しないよう減築又は撤去する方針であることを記載した。	第408回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 25~P. 27, P. 37	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221018-02	3	(PPT69ページ) 斜面の地震時の安定性評価における評価対象断面の選定について、斜面高さや勾配等の影響要因の比較による定性的な評価だけでなく、定量的な評価の結果も踏まえ、選定の考え方を整理して説明すること	R4.10.18	本日回答		斜面の地震時の安定性評価における評価対象断面の選定について、斜面高さ、勾配等の影響要因の観点に加え、簡便法のすべり安全率による定量的な比較検討を行い、評価対象断面を選定した。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 30, 39～44  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5) 』 P. 1. 0. 2-別紙13-23～25, 28～32  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4) 』 P. 1. 0. 2-別紙13-36, 37, 40～44	
221018-03	4	(PPT68ページ) グループAの検討断面について、敷地の特徴を踏まえた地質断面図を追加した上で、地質・地質構造、斜面高さ等を踏まえた代表性のある断面の選定の考え方を整理し、説明すること	R4.10.18	本日回答		グループAについては、敷地に広く分布することから、斜面のすべり方向並びに保管場所及びアクセスルートとの位置関係を踏まえて区分した斜面ごとに、岩種・岩級、斜面高さ、斜面の勾配及び断層の分布を考慮し、検討断面を設定した。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 39～P. 40  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5) 』 P. 1. 0. 2-別紙13-24, 28, 43～53  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4) 』 P. 1. 0. 2-別紙13-36, 40, 124～134	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221018-04	5	(PPT65ページ) 盛土をコンクリートに置き換える範囲のアクセスルートについては、盛土斜面の影響も含め、地震による被害の影響を受けないよう設計する等の方針を整理し、説明すること	R4.10.18	本日回答		屋外のアクセスルートのうち茶津側盛土斜面のアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒及び支持地盤の支持力の評価を実施する方針であることを記載した。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.34  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.5)』 P.1.0.2-別紙13-6~7  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.4)』 P.1.0.2-別紙13-9~10	
221018-05	6	(PPT39ページ) 敷地下傾斜のすべり範囲設定の保守性・妥当性について、先行審査実績等を踏まえて整理して説明すること 崩壊前・崩壊後が分かるように図面を追加すること	R4.10.18	本日一部説明		51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面については、崩壊を想定し、その斜面のすべり範囲を斜面法肩から斜面高さの範囲としていたが、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する方針に変更する。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.21~23,33  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.5)』 P.1.0.2-別紙13-41  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.4)』 P.1.0.2-別紙13-64	基準地震動による地震応答解析結果については、2023年12月の審査会合で回答予定（ヒアリング資料提出は2023年10月予定）
						51m倉庫車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面の崩壊前と崩壊後のそれぞれについて概要図を作成した。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.44  第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-別紙13-28	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221018-06	7	(PPT45ページ) 側方流動の検討断面として選定した①-①断面について、代表性を整理して説明すること。	R4.10.18	回答済	R4.11.10 ヒアリング	側方流動による影響があると考えられる水際線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートから、A-A'エリアを検討対象範囲として選定することとした考え方を記載した。また、そのエリアにおいて埋戻土層厚が厚い箇所を抽出し、周囲に防潮堤や耐震性を有する構造物があり、側方流動が抑制されることが想定される箇所を除外した結果、地点①が選定されることを記載した。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.51～52  第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-123～125	
221018-07	8	(PPT44ページ) 盛土道路の下部の埋戻土が液状化、沈下することによる盛土道路の挙動・変形等を踏まえ、段差等の評価方針を示すとともにアクセスルートとしての成立性を整理し説明すること	R4.10.18	一部説明済		盛土構造による道路部において、T.P.+10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、埋戻土の液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う方針とした。 成立性の評価結果については、今後ご説明する。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.50  第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-121～122	成立性の評価結果については2023年12月の審査会合で回答予定（ヒアリング資料提出は2023年10月予定）
221020-01	9	PPT50ページ) ホイールローダの移動速度について、1速のカタログ値を適用することの妥当性について説明すること。	R4.10.20	本日回答		ホイールローダの走行速度の検証試験を実施し、1速の速度について確認することとした。 検証結果については、今後ご説明する。	第408回ヒアリング 資料1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P.57～58  第408回ヒアリング 資料2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.2)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-補足5-2 P.1.0.2-補足23-1	
						ホイールローダの走行速度の検証試験の結果を整理した。また、検証試験の結果をもとに、1速の速度として設定する値とその考え方について整理した。	資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.5)』 ■添付資料1.0.2 P.1.0.2-補足5-1～2	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221110-03	10	PPT44ページ) すべり範囲設定の妥当性については、当該箇所の地質及びすべり範囲が最大となるすべり線（安全率が1.0を下回るものを）の想定を含め、説明すること。また、すべり範囲の表記Hを適正化すること。（すべり範囲については今後確認する評価の結果を踏まえ決定するため。）	R4. 11. 10	本日一部説明		51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面については、崩壊を想定し、その斜面のすべり範囲を斜面法肩から斜面高さの範囲としていたが、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する方針に変更する。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 21～P. 23, P. 33  資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）』 P. 1. 0. 2-別紙13-41  資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 4）』 P. 1. 0. 2-別紙13-64	基準地震動による地震応答解析結果については、2023年12月の審査会で回答予定（ヒアリング資料提出は2023年10月予定）
221110-04	11	PPT50ページ) 盛土道路の評価について、道路縦断方向の評価だけではなく、道路横断方向の評価の必要性についても検討した上で、埋戻土の側方流動や地盤のすべり等の事象に対してアクセスルートの健全性を評価する上で適切な断面選定の考え方を説明すること。	R4. 11. 10	後日回答予定				断面選定の考え方について2023年12月の審査会で回答予定（ヒアリング資料の提出は2023年10月予定）
221110-08	12	PPT54ページ) 浮き上がり評価において、「浮き上がりの有無」ではなく、「浮き上がり量」を判定基準とする場合は、その妥当性について説明すること。	R4. 11. 10	後日回答予定				浮き上がり評価の判定基準について整理し、2023年7月の審査会で回答予定（ヒアリング資料の提出は2023年5月予定）
221110-09	13	まとめ資料 別紙11) 鉄塔倒壊に係る影響評価方法選定フローの中に斜面の安定性評価について記載する必要性を、島根2号炉の資料も参照して検討すること。	R4. 11. 10	本日回答		先行審査実績を参照し、「耐震性評価対象鉄塔は斜面上又は敷地下斜面近傍に設置されているか」をフローに追加した。	資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 5）』 P. 1. 0. 2-別紙11-3	
221110-10	14	まとめ資料 補足資料22) 「管理された状況」の記載について、意図が明確となるよう記載について検討すること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	「管理された状況」は不明確な記載であったため、以下の記載に修正する。 「一時的に使用するものであり通行状況を把握できることから制限しない。」	第1098回審査会合 資料1-3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 3）』 P. 1. 0. 2-補足 22-1	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221110-11	15	PPT58ページ、24ページ) 「51m倉庫車庫」「51m倉庫・車庫」が混在しているのを、用語の統一を図ること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	構造物名称は「51m倉庫・車庫」、保管場所名称は「51m倉庫・車庫エリア」に統一する。	資料全般	
221110-15	16	PPT19ページ) 除雪時間を記載することの意図・目的について整理すること	R4. 11. 10	本日回答		アクセスルートに影響を及ぼす外部事象として積雪を考慮しており、ホイールロードにより除雪を行うことで影響はないと評価している。ホイールロードを用いて除雪を行う場合、最大で58分に対応可能であることを確認している。 なお、泊発電所では、積雪量が約10cmを目安に速やかに除雪を行う体制を整備しているため、アクセスルート復旧作業に除雪作業は見込んでいない。	反映資料なし	
221110-16	17	PPT14ページ) ルートの始点、経由点、終点を記載し、有効性評価との関係（どういった目的の時にどのようなルートを通るのか）が分かるようにすること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	ルートの始点、経由点、終点を記載し、明確化した。 有効性評価及び技術的能力手順における各可搬型設備ごとの移動ルート及びホース敷設ルートについては、補足資料(13)にて整理した。	第1098回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 14 第1098回審査会合 資料1-3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 3)』 P. 1. 0. 2-33	
221110-17	18	PPT59ページ) アクセスルート復旧作業を含めた屋外作業の時間評価について、有効性評価の制限時間に対する保守性の考え方を整理して説明すること。その際、該当する有効性評価のタイムチャート、アクセスルート変更前の既往評価との差異も合わせて整理のこと。	R4. 11. 10	本日回答		屋外作業の余裕時間について、蒸気発生器への注水確保（海水）はPWRにとって重要な作業であること、また、先行審査実績では数時間の余裕を確保していることを踏まえ、余裕時間の確保について検討した。 検討の結果、アクセスルート復旧作業時間及び有効性評価タイムチャートにおける災害対策要員の作業項目を見直すことにより、余裕時間を14分から1時間34分とした。	資料1-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 17～20 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 5)』 P. 1. 0. 2-144, 145 資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 4)』 P. 1. 0. 2-221, 222 資料●『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.1.2 全交流動力電源喪失 (SAE712 r. X. Y)』※後日提出予定	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221110-18	19	PPT66ページ) 「代替非常用発電機等への給油活動について、事象発生後3時間以内に発電所へ参集する要員として確保する」としているが、先行の審査実績を踏まえた上で、妥当性を説明すること。	R4. 11. 10	後日回答予定		技術的能力1.0のヒアリングにてご説明する。		2023年4月（技術的能力1.0のヒアリング）にて回答予定
221110-19	20	PPT35ページ) 「他条文において耐震性をご説明する構造物は、詳細設計段階において耐震性をご説明する」の記載について、「許可段階では耐震評価方針を説明する」の記載が抜けているのであれば、記載を適正化すること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	記載抜けのため、記載を適正化しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 35	
221110-20	21	PPT67ページ) 補足10-7には「各自治体のハザードマップを踏まえ、津波浸水予測範囲を想定」している旨が記載されており、要員参集の検証ルートを考慮するとハザードマップの図を記載する方が分かり易いと考えられることから、適切な図を記載すること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	ハザードマップの図のほうの方が分かりやすいため、補足10-7の第6図「発電所構外からの参集ルート（津波による影響が考えられる場合）」の図へ変更しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 67	
221110-21	22	補足説明資料) 当該資料で示している「自主的な設計変更事項」の内容について、先行審査実績の反映事項や地震津波側審査のプラント側審査への反映事項も含まれているのであれば、変更の位置付けを整理の上、何が自主的な設計変更事項なのか具体的に分かるように説明すること。	R4. 11. 10	回答済	R4. 12. 6 審査会合	第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点については、自主的な設計変更事項はなく、先行他プラントの審査実績又は地震・津波側の審査状況に関する反映事項であるため、その旨記載しました。	第1098回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 P. 71～74	
221110-22	23	【比較表】5ページ) 補足資料(15)における人力の排除に関する島根との相違理由について、アクセスルートにおいても人力の排除を考慮することに関して先行審査実績があるのであれば、その旨を記載すること。	R4. 11. 10	本日回答		柏崎と同様の評価方法であることから、相違理由欄に（柏崎と同様）と記載した。	資料1-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.4.4）』 P. 1.0.2-5	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。